

告示

埼玉県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、
箕和田用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	関口和正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一
同	関口隆	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百七十二番地一
同	吉川五郎	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百九十五番地一
同	渡邊貴代	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百九十五番地二
同	渡邊順一	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田十七番地
同	渡邊典邦	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田二百四番地一
同	渡邊洋三	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百三十番地
同	渡邊義勝	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百二十六番地
監事	関口治平	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田三百二十九番地二
同	渡邊繁太郎	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百五十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	関口和正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一
同	関口隆	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百七十二番地一
同	関口弥一	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百八十四番地
同	吉川五郎	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百九十五番地一
同	渡邊順一	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田十七番地
同	渡邊典邦	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田二百四番地一
同	渡邊洋三	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百三十番地
同	渡邊義勝	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百二十六番地
監事	関口治平	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田三百二十九番地二
同	渡邊繁太郎	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百五十番地